

## 薬剤部 DI ニュース

## 新しい第 3 種向精神薬について

厚生労働省の発表により、平成 28 年 10 月 14 日よりエチゾラムとゾピクロンが**第三種向精神薬**として扱われることになりました。院内では**エチゾラム錠 0.5 mg**が採用されています。そこで今回は、向精神薬の取り扱いとエチゾラムについてまとめてみました。

## 1) 向精神薬の取り扱いについて

向精神薬とは、中枢神経に作用し精神機能（心の働き）に影響を及ぼす薬物の総称で、**抗精神病薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬**などがあります。向精神薬は、その乱用の危険性と治療上の有用性により 1~3 種に分類されます。一般薬とは異なる取り扱いをするお薬になるので注意が必要です。それぞれの代表的な薬として、以下のような薬が挙げられます。（院内では第 1 種の採用はありません。）

	代表的な商品	効果・効能
第 2 種	ロヒプノール	睡眠薬（中間型）
	ペンタジン	各種がんにおける疼痛
第 3 種	ハルシオン	睡眠薬（超短時間型）
	ダイアップ	熱性けいれん
	ランドセン	抗てんかん薬

## ①保管方法

向精神薬の保管方法については以下ようになります。保管する際、医療従事者が常時出入りするなど注意をしている場合を除いて鍵をかける必要があります。第 1 種と第 2 種は、在庫表に日付、払い出す数量、病棟名、患者名を記載しなければなりません。

	保管方法	記帳の義務
第 1 種	鍵のかかる場所に一般薬と区別して保管	○
第 2 種	鍵のかかる場所に一般薬と区別して保管	○
第 3 種	<b>鍵のかかる場所に一般薬と区別して保管</b>	<b>×</b>

## ②処方日数について

向精神薬には処方できる日数に制限が付いてくるという特徴があります。お薬によって、14 日、30 日、90 日があります。今回追加されるエチゾラムとゾピクロンの処方日数の制限は、**30 日**になります。（平成 28 年 11 月 1 日より）

### ③輸入（携帯輸出入）について

向精神薬は医師から処方された本人が携帯して入国する場合を除いて、一般の個人が輸入することは**禁止**されています。また、他人への譲渡も禁止となります。自己の疾病の治療目的で携帯して輸出入する分量については麻薬及び向精神薬取締法施行規則で定められています。エチゾラムとゾピクロンの携帯輸出入量については以下の通りです。

エチゾラム：分量 **90 mg**

ゾピクロン：分量 **300 mg**

### 2) エチゾラムについて

エチゾラムの特徴は、抗不安作用に加え催眠作用もあるところです。また、筋弛緩効果もあります。それぞれの症状に合った投与量が設定されています。比較的良好に用いられる睡眠障害の治療では、**1日 1～3 mg**を就寝前に経口投与することになります。ただし、高齢者への投与量は**1日 1.5 mg**までとなっているので注意が必要です。

エチゾラムの効果・効能と重要な基本的注意は以下の通りです。

〈効能・効果〉

- ①神経症による不安・緊張・抑うつ・神経衰弱症状・睡眠障害
- ②うつ病における不安・緊張・睡眠障害
- ③心身症（高血圧症、胃・十二指腸潰瘍）における身体症候並びに、不安・緊張・抑うつ・**睡眠障害**
- ④統合失調症における睡眠障害
- ⑤下記疾患における不安・緊張・抑うつおよび筋緊張  
頸椎症・腰痛症・筋収縮性頭痛

〈重要な基本的注意〉

眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがあるので、本剤投与中の患者には**自動車運転等危険を伴う機械の操作**に従事させないように注意する。

〈参考文献〉

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp>

添付文書：エチゾラム錠 0.25 mg、0.5 mg、1 mg 「トローワ」

薬剤部 薬学実習生 山本  
指導薬剤師 岸本